

※ 回答を受けて、当日の追加質問をご記入ください。

当日は追加質問に関連すると思われる部署のみ出席要請を出しますので、ご了承ください。

番号	追加質問
1	「新たな行政需要や～（中略）～的確に対応していくためには、外部資源の活用も含めた総合的な施策展開により最大の効果を生み出していく必要」と回答にあるが、「外部資源の活用も含めた総合的な施策展開」の具体的内容を示されたい。例えば、業務委託の拡大以外に人材派遣の拡大やAI活用等を検討していることか。
2. 2)	本年6月26日の総務省通知では、会計年度任用職員の報酬の上限について、必ずしも上限は必要ないとの考え方を示している。この総務省通知の内容をふまえ、会計年度任用職員の各職種の報酬水準を引き上げること。
3. 1) ①	公務災害10件（保育5件、作業2件、事務2件、運転1件）に関してそれぞれ傷病名を明らかにして下さい。
3. 2) ①	ストレスチェックの分析結果を活用した職場の環境改善に関する講習について、具体的な内容を明らかにして下さい。
3. 2) ②	メンタル不調で休職中の職員に対する職場復帰プログラムとして、現在区側が取り組んでいる内容を具体的に明らかにすること。
3. 3)	ハラスメント対応委員会の構成を明らかにされたい。
3. 3)	昨年度実績で相談対応窓口への相談件数・内容が2件あったとのことだが、2件とも「措置なし」とした理由ならびにこの2件について区側の対応を具体的に明らかにされたい。
3. 4) ①	昨年度、産業医等による面接指導の件数を明らかにして下さい。

3. 4) ②	施設管理課及び東京都社労士会への委託による労務関係モニタリング等を実施した結果、委託先の労働環境、労働条件に問題があると判断された場合の区の対応を明らかにして下さい。
4	今年度からNPO法人ライフリンク協定を結び、SNS等を活用した相談支援の拡充を行っているとの回答ですが、区民への広報や区民の反応はどうか明らかにして下さい。
5. ①	5①について、「区教育委員会から各学校へ働きかけていきます」とありますが、区教育委員会からの働きかけにもかかわらず、学校によっては何年にもわたって児童生徒がいる屋の時間帯に休憩時間が設定されており、ほとんどの教職員が休憩時間に児童生徒の対応（昼休みの遊びの見守り等）をせざるを得ず休憩できない状況が続いており、在校時間の中で別の時間に休憩を取るようにとの管理職からの声かけもありません。こうした状況は、休憩時間の確保に関する労働基準法の規定が順守されていない状況だと考えますが、この点の認識について、どのようにお考えが明らかにされたい。
5. ①	5①について、区内小中学校で昼と放課後に休憩時間が分割されている学校が小中それぞれで何校あるか、把握しているのであれば明らかにされたい。
5. ①	5①について、「休憩時間については、各学校の管理職判断で設定しています」とありますが、近年、屋の休憩時間に児童生徒がいるために休憩できない現場の状況を改善するため、屋の休憩時間をなくし、休憩時間を放課後に一括して取れるように時程を変更した学校が複数あります。このような取組事例を区内で共有しているのかどうか明らかにされたい。
5. ②	5②について、「業務の見直しや在校時間に対する意識改革が図られるように取組を進めていきます」とありますが、時間外労働、持ち帰り業務をせざるを得ない状況を、「在校時間に対する意識改革」と表現することは、過労死につながる労働強化や勤務時間の虚偽申告に結びつくメッセージを現場に与える危険性があると考えます。時間外労働、持ち帰り業務をせざるを得ない状況を生み出している主たる原因は、業務量が多いことによるものだと考えますが、この点について、区のお考えを明らかにされたい。
5. ②	5②「土日に勤務した場合の打刻漏れ等がないように区教育委員会から各学校へ働きかけ、引き続き勤務時間の把握に努める」とあることに関連し、組合では残業していた若手教職員が管理職に呼び出されて早く帰るように言われ、多くの教職員が打刻してから業務を行っているという話を聞きます。私自身前任校で同様のことがありました。また、土日に打刻したら、いつの間にか打刻が取り消されていたことという話も聞きました。土日に打刻したら、管理職に呼び出されて「前任校でも打刻していたのか」と確認されたという話もあります。前任校でも現任校でも同僚の多くは土日に打刻するという意識はなく、逆に打刻してはいけないと思っている同僚が多くいます。管理職からは、仕事が終わらないから残っているにもかかわらず、早く帰るように促されたことは何度かありますが、土日に打刻するようにというアナウンスは一度もされたことがありません。このような現状では、適切な業務量管理はできないと考えます。土日の打刻について、管理職に周知されておらず、現場教職員には全く周知されていない現状があることから、教育委員会から、管理職はもちろん、現場教職員に土日の打刻を徹底するように周知していただきたい。この点について、ご検討の上、回答されたい。

5. ②	5②について、「持ち帰り業務が生じることがないように取り組んでいきます」とありますが、適切な業務量管理を行うためには、土日の打刻はもちろん、持ち帰り業務の把握も行うべきであると考えます。育児・介護をしている教職員の中には遅くまで残ることができない人が多いが、持ち帰り業務をしている方が多くいます。私の勤務校では忙しい時には、一度帰宅してからまた学校に来て仕事をしていたという人もいました。現在の、勤怠管理システムでは、休憩時間に休憩していても自動的に休憩したことにされており、一度帰宅してからまた学校に来て勤務してもその時間を含めることができるシステムになっていません。また、持ち帰り業務の把握も行われていません。持ち帰り業務が生じることがないようにはすべきなのは当然のことですが、現状では持ち帰り業務をせざるを得ない人が多いことは、組合が行っているアンケートでも明らかです。「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」では、仮に持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるとあります。現に行われている持ち帰り仕事の内容及び時間の把握する必要性についてどう考えているか明らかにされたい。
5. ③	5③について、「臨時的任用教員や時間講師で後補充がされていない場合は、当該校の加配教員等による校内調整で対応しています」とありますが、加配教員等により対応している状況がある学校の割合はどのくらいですか。現在、加配教員等による校内調整で対応している学校は、小中学校それぞれ何校あるか明らかにされたい。
5. ⑥	5⑥について、「業務削減や効率化に向け取り組んでいます」とありますが、他の地域では行っていない区学力調査結果をタブレットで見られるようにするための作業が今年度新たに教員の業務に加えられ、紐づけ作業に加えてミス防止のための確認作業にも時間を取られ、現場の負担が増えました。授業準備の時間を削りこのような作業を強いられる現場の状況があるため、今回のように新たな業務を各学校に依頼する際は、予算をつけて人員を配置し教員外の仕事とすると、教員の負担が増えないようにしたい。この点についてご検討の上、回答されたい。
5. ⑥	5⑥に関して、coccoの導入により欠席連絡の電話対応をしなくて済むようになっています。留守番電話設定も助かっています。ただし、勤務時間は8時15分から16時45分までなのに、留守番電話設定が18時から7時45分までなので、勤務時間外の電話に対応せざるを得ません。区役所などと同様に勤務時間外は留守番電話設定にし、緊急時の連絡の対応については検討していただきたい。この点について回答されたい。
5. ⑥	5⑥に関して、入学式の実施時期の繰り下げはよかったという声がありました。ただし、繰り下げでもなお年度当初の忙しさは尋常ではありません。4月最初の区小研の全体会の日、多くの同僚が学校に戻り仕事をし学校にいられる夜9時まで仕事している同僚も多くいました。最初の区小研の日についても少し後にできないかご検討いただきたい。この点について回答されたい。
5. ⑥	5⑥に関して、夏季休業中の学校閉庁日に悉皆研修があることについて、やめてほしいという意見が組合アンケートに寄せられています。学校閉庁日を設けている趣旨をふまえ、学校閉庁日に悉皆研修を入れることは見直していただきたい。この点について回答されたい。
5. ⑥	5⑥について、「今後も引き続き、実効性のある業務削減対策に努めていきます」とありますが、今後さらに検討している業務削減策があれば、明らかにされたい。

5. ⑧	5⑤について、負担軽減を図るとの回答ですが、錦糸小の日本語加配教員が削減されたことに伴い、錦糸小のすみだ国際学習センターと日本語教室への通室申請書について、毎年提出するのではなく、梅若小日本語学級同様、一度提出すればよいようにしていただきたい。ご検討の上、回答されたい。
5. ⑨	5⑨について、「土曜日に勤務する教員については（中略）確実に休日を取得できるようにしています」とありますが、土曜授業を午前中のみ行った場合、半日勤務となるため翌週に休みが取れず、教員も児童生徒も疲れがとれません。教員の通当りの労働時間38時間45分を時間を超える労働を強いられ、その変わりの振替は翌週には授業があるので取れず、長期休業中に取得しています。このような現状は、教職員の健康及び福祉を害するもので、翌週に振替が取れない土曜授業の弊害については、多くの教員から毎年意見が寄せられています。必要な授業時数が確保できるのであれば、午前中のみ授業をし、午後は学校の普段でできない業務を行い一日勤務とし、翌週に振替休業日を設けることは学校判断でできるのかどうか明らかにされたい。
5. ⑩	5⑩について、「学校徴収金システム」は慣れれば助かるという声を聞いています。ただし、このシステムに登録していない業者もあるなどの課題もあるとも聞いています。課題を聞き取り改善をお願いします。このシステムを試行している錦糸小では、日本語が通じない保護者が多く、入学時や編入時の手続きの際に、手続きの支援を担当する通訳者や担当教員は支援に多くの時間がかかっている現状があります。日本語がわからない保護者も自分で登録できるように翻訳版（特に英語と中国語）の作成をお願いしたい。ご検討の上、ご回答されたい。
5. ⑪	5⑪について、「今後の墨田区の日本語支援体制の充実に向けて、日本語能力が不十分な児童・生徒の実態を注視していきまします」とありますが、現在梅若小日本語学級の在籍児童が増えています。南部から北部の梅若小に通級するのは保護者や児童の負担が大きいです。また、どこの学校に在籍するかによって、受けられる日本語指導の時間数にも大きな差があります。日本語学級を増設すれば、正規教員が配置され、墨田区の日本語支援体制の充実につながります。日本語学級設置を早急に行っていただきたい。なぜ区内に日本語学級を増設しないのか、理由を明らかにされたい。
5. ⑫	5⑫について、「すみだ国際学習センターには、指導員（会計年度任用職員）を配置しており（中略）安全確保を図っていきます」とありますが、すみだ国際学習センターとの連携に関わる業務量が多く、本来授業や授業準備、児童支援にかけられるべき時間を連携に関わる業務や連携することによる制約から生じる調整などにさかれています。例えば、錦糸小の日本語学習支援員（有償ボランティア）は授業に対してしか報酬が出ないため、急な児童の欠席が出た場合の時間割変更などの対応を加配教員や管理職が行わなければならないでしょう。児童が急に欠席になり日本語学習支援員に空き時間が生じた場合、日本語学習支援員には、授業準備の時間や指導記録作成の時間にあてていただき、報酬を支給するようにしていただきたい。このことについて回答されたい。
5. ⑬	5⑬に関して、すみだ国際学習センターの会計年度任用職員や日本語学習支援員が児童の安全管理に責任をもてないために、日本語加配教員が授業中日本語教室に随時いなければならない、補教を立てなければならないことについて把握しているか明らかにされたい。

5. ⑤	5⑤について、「基本様式は校務支援システムで用意されており、原則その様式を使用してもらっていますが、各学校の判断で学校予算を使用し、公費で購入することは可能です」とありますが、区内で週案を教員に私費購入させている学校は、小中それぞれで何校ありますか。タブレット使用中は週案を見られないなど、校務支援システムで用意されている週案が使用しづらいため、紙の週案を使っている人が多くいます。なぜ中学校では、校務支援システムでの週案作成にこだわるのか、理由、根拠を明らかにすること。
5. ⑥	小学校では紙の週案を使用している人がほとんどで、週案は公費で購入しています。中学校でも紙の週案を公費で購入している学校があると聞きます。どこの学校の教員であっても、校務で使用する週案を購入する場合には、私費ではなく公費で購入していただきたい。この点について回答されたい。
7. ①及び②	事前調査に関する指導件数が最も多く165件となっていますが、具体的にはどのような指導内容が多かったかを明らかにすること。
7. ③	大規模自然災害の発生時に倒壊した建築物や災害が起き等から発生するアスベスト粉じんのばく露防止対策として、被災地域の住民、災害ボランティア向けに簡易式防じんマスク（N95、DS2）を一定量備蓄されたい。また災害時における供給体制を事前に整備していくことを検討されたい。
6	「6.」 「昨年度ならびに本年度現時点で生活保護受給者が入居する施設数ならびにそこには無料低額宿泊所等も含まれるか、入居した方の中で自立のためのアパート等に転居した方の割合について明らかにされたい。」
	「6.」 「東京の住宅扶助上限は53,700円ですが、都内住宅費高騰の中で極めて厳しい条件となっていることについて見解を明らかにされたい。」
	「6.」 「生活保護に深く関わることで、担当部署は異なると考えますが、配偶者暴力防止法において設置が定められた配偶者暴力相談支援センターが都内21区に設置されています。しかし墨田区は、DV等相談窓口を設置していますが、配偶者暴力相談支援センターとして自立までめざせずセンターとしては設置されていません。今の相談窓口では、内閣府の配偶者暴力相談支援センターの一覧に掲載されず、自立支援の内容も明示されていません。東京東部地域の6区が同センターを設置している中で、あえてDV等相談窓口との名称にしている理由を明らかにされたい。また、今後設置する計画があるのか明らかにされたい。」

[illegible]